

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「For the Customers」を経営理念に掲げ、株主、従業員、顧客、取引先はもとより地域社会など様々なステークホルダーから信頼される誠実な企業であることを目指すとともに、地域社会の一員として社会的責任と公共的使命を自覚し、法令の遵守と社会的規範を守り行動することが、持続的な成長をもたらす重要な要素の一つであると認識しております。

また、経営戦略の意思決定の迅速化及び経営の健全性・透明性・公正化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、中長期的な企業価値すなわち株主価値の向上に取り組んでまいります。

投資家保護や資本市場の信頼性確保のため、法令に基づき適時適切に開示するほか、証券アナリスト、機関投資家向けに開催する四半期毎の決算説明会や個人投資家向けの会社説明会の実施、インターネット上の当社ホームページにおいて法令に基づく開示以外の情報提供も行っています。あわせて、経営企画部IR室を設置し、株主、証券アナリスト、機関投資家等からの問い合わせや電話ヒアリング、スマートミーティング等の開催などを通じて積極的な対応に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベイシア興業	5,760,000	28.15
土屋裕雅	3,000,000	14.66
株式会社カインズ	1,973,600	9.65
吉田佳世	1,482,600	7.25
大嶽 恵	1,482,600	7.25
ビービーエイチ フォー フイデリティ ロー プライスドストック フンド(プリンシパル オールセクター サブポートフォリオ)	1,256,500	6.14
土屋嘉雄	1,137,200	5.56
株式会社カインズ興産	744,000	3.64
株式会社群馬銀行	328,000	1.60
ワークマン取引先持株会	269,300	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無	土屋裕雅
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引につきましては、一般的な取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、重要な取引等につきましては取締役会において審議・決議を行うことで、少数株主の利害を害することのないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各部門の連携状況は、監査役は決算期ごとに会計監査人とミーティングを実施し、会計監査の報告を受けるとともに意見交換を行うことで情報の共有化を図り、有機的な連携を確立しております。

内部監査部は、内部監査規程及び年間監査計画に基づいて、業務監査では定期的に各部署、店舗の業務活動が諸法規、諸規程、業務マニュアル等に準拠して実施されているかを監査し、内部統制監査では内部統制の整備と運用状況について評価を行い、内部統制の有効性や適正性の検証を行い、それぞれ代表取締役社長及び監査役へ報告しております。会計監査人とは、必要に応じて内部統制に関する評価項目の見直しや意見交換を行っております。

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結して、会社法及び金融商品取引法の監査を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野村 重信	弁護士													
新井 俊夫	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村 重信	○	——	当社との間には、特別な利害関係はなく、取締役会等で弁護士としての専門的な視点と客観的な見地で経営陣へ発言されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
新井 俊夫		<p>新井俊夫氏は、公益財団法人ペイシア21世紀財団の監事を努めております。 公益財団法人ペイシア21世紀財団は、当社取締役会長土屋嘉雄氏により、未来を担う子供達の教育環境や文化的な活動環境の整備向上を支援し、地域社会の発展に寄与することを目的として、設立されました。</p> <p>当社は社会貢献活動の一環として、活動支援のため僅少の寄付を行っております。</p>	<p>長年にわたる他社での豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視や適切な助言及び客観的な視点からの監査により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。</p> <p>また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬は、業績への貢献度などを総合的に勘案したものになっておりますので、特別なインセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、支給人数及び報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役のサポートにつきましては、職務執行をサポートするスタッフは選任しておりませんが、必要に応じて総務部が対応しております。
また、社外監査役は、取締役会、月次営業会議等の重要会議に出席し、重要な議案事項については、担当取締役から事前に資料や説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 業務執行

a. 取締役会

取締役会は、5名で構成し、経営の意思決定を機動的かつ円滑に行うとともに、取締役間の職務執行を牽制して、適切な経営管理が行われる体制としております。

2. 監査・監督

a. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成し、必要に応じて開催しております。監査役は、取締役会他重要な会議に出席して、取締役の職務執行を監視し、必要に応じ取締役に報告を求めております。

b. 会計監査

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任し、監査契約を締結して、会社法及び金融商品取引法の監査を受けております。

会計監査人は独立した立場で監査を実施し、当社はその結果の報告を受けて、検討課題等について意見を交換しております。

第34期（平成27年3月期）業務を執行した社員の概要

- ・指定有限責任社員 業務執行社員（安藤 武氏、大枝和之氏）
- ・監査業務に係る補助者の構成（公認会計士5名、その他5名）

c. 内部監査

内部監査は、財務報告の信頼性の確保と業務の有効性・妥当性を検証するために内部監査部（5名）を設置し、監査を実施しております。

内部監査部が実施した監査結果は、定期的に代表取締役社長及び被監査部署に報告され、改善に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役は5名で構成されており、経営の意思決定が迅速に行われるとともに、職務執行を相互に牽制して、適切な経営管理が行われる体制となっております。また、当社は社外取締役は選任しておりませんが、内部統制を検証する組織をつくり業務プロセス全般の適法性、妥当性、有効性が実現できることを確保し、さらに業務の適法性については、監査役3名のうち2名の社外監査役含む監査役による充実した監査及び客観的な視点で経営を監視しており、現状の規模におきましては十分に経営監視機能を果たせる体制となっております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページにおいて記載	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	4回開催(9月12日、9月19日、11月29日、12月6日) 会社概要と今期の見通し等について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	4回開催(5月7日、8月4日、11月5日、2月12日) 決算概要と今期の見通し等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書及び四半期報告書、会社説明会資料、月次情報、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、開示するべき必要な情報を、適時的確に、公平にディスクローズするとともに、積極的なIR活動により、すべてのステークホルダーとのコミュニケーションを推進しております。 また、全役員、全従業員に対し、「ペイシアグループ行動憲章」、「個人情報保護法ガイドライン」、「インサイダー取引規制(日本取引所自主規制法人発行)」を配布し、行動と意識の統一を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資家保護や資本市場の信頼性確保のため、法令に基づき適時適切に開示するほか、証券アナリスト、機関投資家向けに開催する四半期毎の決算説明会や個人投資家向けの会社説明会の実施、インターネット上の当社ホームページにおいて法令に基づく開示以外の情報提供も行っております。あわせて、経営企画部IR室を設置し、株主、証券アナリスト、機関投資家等からの問い合わせや電話ヒアリング、スマートミーティング等の開催などを通じて積極的な対応に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業経営において法令遵守のもと、業務の有効性・効率性と財務報告の信頼性を高めることが重要な経営責任であると認識しております。そのために内部統制システムを整備し、実行していくことが重要であると考えております。

内部統制システムの整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「行動憲章」を定め、定期的かつ継続的な研修を実施し、取締役及び使用人に周知徹底する。
 - (2) 社内通報制度(コンプライアンスホットライン)を設け、法令等の遵守及び倫理に基づく行動に関して、社員が相互の監視意識を高める。
 - (3) 内部監査部による定期的な業務監査を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程に従いこれを適切に保存し管理する。
文書管理規程に則り文書の保存及び管理は、所管部門で行うものとする。
取締役及び監査役は、常時その文書を閲覧出来るものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
組織横断的リスクの監視及び全社の対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。
重要性の高いリスクについては、代表取締役社長を中心に対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとに業績目標を明確にし、目標達成に向けた具体策を立案・実行・確認する。
 - (2) 意思決定プロセスの効率化を図るとともに、重要な事項については、隨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うとともに機動的な運営を図る。
5. 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を内部監査部に設置する。内部監査部は、財務報告に係るプロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、その評価結果を代表取締役に報告する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役が必要と求めた場合は、その業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事に関しては、監査役の意見を尊重する。
 - (2) 監査役の職務を補助すべき使用者は、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令に従い、取締役からの指揮命令は受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役又は使用者は、法令違反及び会社に重大な損失を及ぼす事項が発生した場合、またその可能性がある事実を把握した際には、直ちに監査役会又は監査役に報告する。
 - (2) 監査役会又は監査役は、職務遂行上必要と判断した際には、取締役及び使用人に報告を求める。
8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用者に周知徹底する。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の業務環境の整備に努める。
 - (2) 監査役は、社内の重要会議に出席し、取締役との意見交換を定期的に行い、また内部監査部との連携を図り、効果的な監査業務を遂行する。
 - (3) 監査役は、監査法人による監査結果の報告を受け、意見を交換する。
11. その他
フランチャイズシステムに基づくフランチャイジー全体としての内部統制の構築を目指し、内部監査部による定期的な業務監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、法令・ルール及び社会的規範等の遵守を目的とした「行動憲章」を制定しており、その中で市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、組織として毅然とした態度で対応することを基本方針としております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
 - (1) 反社会的勢力に関する対応部署を総務部とし、平素より、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、群馬県企業防衛対策協議会に加入するとともに、警察、顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、情報の収集及び共有化を図る。
 - (2) 反社会的勢力による不当要求等の発生時は、上記機関に相談し組織的に対応する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社ではすべてのステークホルダーに対して適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するための社内体制の充実に努めております。

また、「ベイシアグループ行動憲章」や「インサイダー取引防止規程」を制定し、すべての役員及び従業員はこれらのもと企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において、関連法令を遵守し、社会倫理に適した行動に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社は重要な会社情報を3つに分類し、適時開示しております。

- (1)業務執行機関(取締役会等)の決定にかかる情報
- (2)災害等の重要事実の発生にかかる情報
- (3)決算及び決算変更等にかかる情報

3. 情報開示の方法

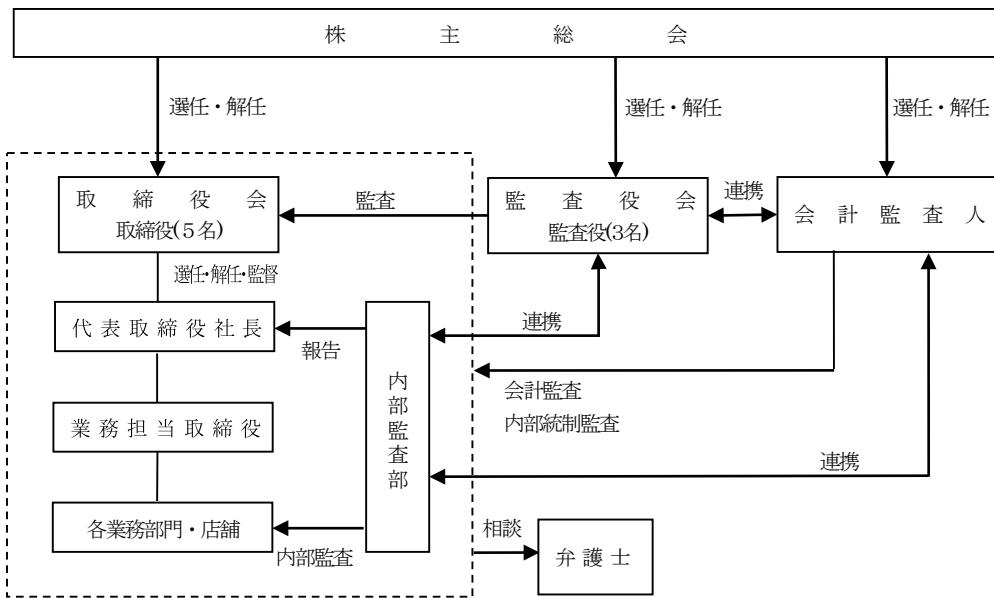
当社は会社法、金融商品取引法、その他関係諸規則ならびに当社が別に定める手続きに従い、広報関係部署(財務部あるいは経営企画部)が行っております。また、広報担当部署以外の役職員が公表する場合には定められた手続きに従い、広報担当の事前の許可を得て行うものとしております。

また、開示規則上開示が義務づけられていない情報(ニュースリリース等)についても、当社ホームページを利用し、できる限り積極的に開示しております。

4. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

「内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

